

令和3年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施結果

都道府県名	神奈川県	青少年行政主管課（室）名	青少年課
最重点・重点課題	取組内容		備考
<p>最重点課題 ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止</p>	<p>大会実施</p> <p>○名称：青少年にとってのよい環境を考えるつどい（オンライン開催） 開催日：7月15日（木） 場所：藤沢市 藤沢市民会館（関係者） 出席者計：市電子申請システムへの事前申し込みなど計220名 内容：藤沢市・藤沢市青少年指導員協議会主催により、強調月間に関する事業の一環として講演会を実施</p> <p>○名称：青少年問題協議会 開催日：7月26日（月） 場所：開成町 開成町民センター 出席者：委員11名 事務局職員5名（計16名） 内容：新型コロナウイルス感染症による社会変化が青少年に与える影響と支援について、委員同士の情報共有・意見交換を実施</p> <p>広報啓発</p> <p>○青少年保護育成条例等保護者啓発チラシの作成・配布（神奈川県） 対象：県内小学1年生・中学1年生保護者 部数：小学1年生保護者向け 112,500部 中学1年生保護者向け 100,000部 内容：条例周知チラシを作成し、国公立すべての小・中学校等に配布</p> <p>○保護者に対する啓発活動（神奈川県警察） 対象：保護者 内容：学校を通じて啓発チラシを配布（県内52警察署が小・中・高等学校に配布）また、保護者会等において保護者に直接啓発実施（県内22警察署が実施）</p> <p>○5分でわかる情報教育Q&Aの配付（川崎市） 対象：教職員 内容：情報教育の冊子を配付。「ネット犯罪に巻き込まれないようにする指導のポイント」や「児童生徒、保護者に向け情報モラル教育を行う方法には、どんなものがありますか。」等について掲載</p> <p>○川崎市版保護者向けインターネットガイドの配付（川崎市） 対象：市立小学校1年生から高校3年生までの保護者全員 内容：インターネットトラブルから児童生徒を守るための情報、モラル教育の重要性や家庭でのルール作り、18歳未満が利用するインターネット環境へのフィルタリングの義務化等を掲載</p> <p>○携帯電話フィルタリング設定の義務化等の注意喚起資料配付（相模原市） 対象：小・中学校及び義務教育学校の保護者 内容：学校・警察連絡協議会各地区会長名で、携帯電話・スマートフォンやインターネット等に関わるトラブルについて記載した「非行防止についてのお願い」を配布</p> <p>○スマートフォン等利用に関する啓発チラシの配付（伊勢原市） 対象：市内小学5年生から高校生 部数：8278部</p>		

<p>最重要課題</p>	<p>内容：「スマートフォンや携帯電話の正しい使い方」の両面刷り印刷物を生徒に配布</p> <p>○啓発ポスターの掲示・配布（神奈川県・川崎市・横須賀市・鎌倉市・綾瀬市） （神奈川県）内閣府作成ポスターを県庁内等に掲示 （川崎市）「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」「川崎市青少年指導員連絡協議会」作成ポスターを掲示 （綾瀬市）市で作成したポスター・チラシを市内の高等学校に配布</p> <p>○広報誌による広報（秦野市・伊勢原市） （秦野市）「広報はだの」7月1日号に標記強調月間のお知らせを掲載 （伊勢原市）「広報いせはら」7月1日号に「一人で悩まずに気軽に相談を」と題して掲載</p> <p>○フィルタリング有効化措置の徹底依頼を実施（神奈川県警察） 対象：携帯電話販売店 内容：インターネットの危険から青少年を守るためにフィルタリング有効化措置を依頼（県内42警察署が実施）</p> <p>○ラジオ広報（神奈川県警察大船署・藤沢市） （大船署）「FM鎌倉」にて、ペアレンタルコントロールに関する啓発広報を実施 （藤沢市）地方局の「レディオ湘南」において、「7月は青少年の非行・被害防止強調月間」をテーマとして放送</p> <p>○パネル展の実施（川崎市） 内容：各区役所のロビーで青少年健全育成を目的としたパネル展示を実施</p> <p>○デジタルサイネージへの掲示（川崎市） 内容：各区役所内で啓発画像を放映</p> <p>○電話相談の実施（川崎市） 対象：青少年や保護者、教職員等 内容：川崎市立学校インターネット問題相談窓口での相談業務を実施</p> <p>○非行防止の働きかけ依頼（相模原市） 対象：各小・中学校及び義務教育学校の学区内事業者 内容：相模原警察署・相模原南警察署・相模原北警察署・津久井警察署と連携し、非行防止の働きかけを依頼</p> <p>保護者・青少年向けの防犯教室等</p> <p>○「青少年の健全育成に係る出前講座」の実施（神奈川県） 対象：県内小・中・高等学校等（通年受け付けているが、感染症の影響により7月は中学校1校のみ実施） 内容：青少年がインターネットを適切に利用するための保護者の役割や、生徒に対するインターネットの適切な利用等について、県職員が出向き講座を実施</p> <p>○サイバー教室の実施（神奈川県警察） 対象：小・中・高等学校 内容：インターネットを使う際の注意点等について説明（県内42警察署</p>
--------------	--

<p>最重点課題</p>	<p>が実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座」の実施（横浜市） 主催：公益財団法人よこはまユース 対象：青少年に関わる大人…(1) 青少年及びその保護者…(2) 内容：(1)SNS・スマホなどの子ども達の活用状況とトラブル時の対応に関する講座を実施 (2)青少年がネット等を悪用した犯罪に巻き込まれないようにするために、子ども達が狙われるネット犯罪の現状と防止策（相談窓口等）についての講座を実施 ○学校からのリクエストについて研修を実施（川崎市） 内容：「公開性、流出性、記録性、非対面性等のインターネット・SNSがもつ特性」から犯罪被害につながりやすい事例等について学校の相談に応じた研修を実施（家庭や学校での自発的なルール作りを啓発） ○携帯電話教室の実施（海老名市） 内容：市内小・中学校において、警察や民間会社と協力し犯罪被害防止の啓発を実施（学校により内容に犯罪被害防止を含んでいない学校もあり） ○青少年夏期特別街頭指導パトロールの実施（藤沢市） 実施日：7月20日（火） 7月21日（水） 場所：藤沢駅周辺（20日） 湘南台駅（21日） 参加人数：18名（20日） 15名（21日）※両日市青少年課職員のみ参加 	
<p>重点課題1 有害環境への 適切な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○神奈川県青少年保護育成条例に基づく立入調査（神奈川県・真鶴町・湯河原町） 内容：神奈川県青少年保護育成条例に基づく立ち入り調査を書店等に実施（神奈川県7件、真鶴町2件、湯河原町1件） ○神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査（神奈川県） 内容：神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査をコンビニ等に実施（9件） ○無店舗型有害役務提供営業店舗への立入りを実施（神奈川県、神奈川県警察合同） 内容：無店舗型性風俗営業の届け出確認と18歳未満の稼働がないことを確認（2件） ○ネットカフェ、カラオケ店等に対する深夜の立入り制限の徹底依頼を実施（神奈川県警察） 内容：県内9警察署が実施 ○コンビニ、酒屋等に対する酒類・たばこの販売時における年齢確認の徹底依頼（神奈川県警察・相模原市） （神奈川県警察）県内18警察署が実施 （相模原市）相模原警察署・相模原南警察署・相模原北警察署・津久井警察署と連携し、飲酒・喫煙等に係る販売防止の働きかけを各小・中学校及び義務教育学校の学区内事業者に対して依頼 	

<p>重点課題 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援相談（川崎市） 内容：市内在住・在勤・在学の方を対象に、専門相談員（警察OB）や市職員による相談窓口を設け、面接または電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを実施。 ○かわさき防犯アプリ「みんなパト」（川崎市） 内容：行政・警察・学校等が入手した犯罪・不審者情報等スマートフォンアプリを活用して市民に情報を配信 ○生徒指導主任会の開催（相模原市） 内容：関係諸機関（相模原市4署、少年・相談保護センター、児童相談所、子育て支援センター、青少年相談センター、教育センター、学校教育課）からの情報提供・連絡報告、各中学校との情報交換 ○街頭指導活動の実施（厚木市・南足柄市・伊勢原市） （厚木市）市施設青少年教育相談センターによって実施 （伊勢原市）青少年相談室補導員や市青少年課職員（従事者 52 名）により夏休み前及び期間中のパトロール活動を 32 回実施 ○パトロールの実施（横浜市・山北町・真鶴町） （横浜市）「夜間パトロール」の実施 （山北町）「夏季環境浄化パトロール」の実施 （真鶴町）青少年愛護パトロールの実施 ○パチンコ店への巡回を実施（湯河原町） 内容：町内店舗へ、延べ 19 回の巡回を実施 ○有害図書類の回収を実施（茅ヶ崎市） 内容：市内駅設置の「有害図書追放ポスト」に投函された有害図書類の回収・数量の確認を実施 ○青少年保護育成条例等保護者啓発チラシの作成・配布（神奈川県） 【再掲】 ○啓発ポスターの掲示（神奈川県、三浦市、綾瀬市） 【再掲】 ○ラジオ広報（藤沢市） 【再掲】 	
<p>重点課題 2 薬物乱用対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止教室（神奈川県警察・海老名市） 内容：県内 20 警察署が小・中・高等学校にて開催 ○小・中・高校への啓発チラシの配布（神奈川県警察） 内容：県内 22 警察署が配布を実施 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施（川崎市・相模原市） （川崎市）普及運動の一環としてポスターを掲示 （相模原市）市施設への懸垂幕・横断幕の設置、相模原市内各大学へポスター配布や国連支援募金への協力を実施 ○ポスター及びリーフレットの配布・掲出（川崎市） 内容：区役所・図書館等公共施設等において実施 ○アゼリア広報コーナーへの展示（川崎市） 	

<p>重点課題 2</p>	<p>内容：川崎駅地下連絡通路内にて展示を実施</p> <p>○「社会を明るくする運動」の実施（川崎市） 内容：懸垂幕や看板の掲出・区役所窓口での啓発物配布、また入口での「社会を明るくする運動」のぼり旗設置</p> <p>○区役所掲示コーナーでの広報（川崎市） 内容：ポスターや写真、うちわ等を区役所内に展示</p> <p>○薬物濫用防止注意喚起資料の配布（相模原市） 内容：ガスの吸引や危険ドラッグ等の薬物濫用防止についての注意喚起の資料「非行防止についてのお願い」を各小・中学校及び義務教育学校の保護者向けに配付</p> <p>○薬物乱用防止啓発訪問事業についての周知（相模原市） 内容：厚生労働省の薬物乱用防止啓発訪問の講師派遣について通知があったため、市内各小・中学校、義務教育学校に周知</p> <p>○啓発ポスターの作成（厚木市） 内容：「第 33 回心と街のクリーン作戦」啓発ポスターを作成</p> <p>○啓発チラシの配布（綾瀬市・伊勢原市） （綾瀬市）「最重要課題」記載のほか、市役所市民ホールにて薬物乱用対策チラシの配布を実施 （伊勢原市）「薬物乱用・喫煙防止（両面刷り）」チラシを市内小学 5 年生から中学生に 4,605 部配布</p> <p>○「青少年健全育成ポスター展示」の実施（茅ヶ崎市） 内容：市内公立中学校の学生がテーマを考え、制作した青少年健全育成ポスターを市内施設にて展示</p> <p>○横断幕掲示（秦野市） 内容：「考えよう やっていいこと、悪いこと」をテーマとし、市庁舎に 7 月の間（1 日～31 日）掲示</p> <p>○広報誌による広報（藤沢市・伊勢原市）【一部再掲】 （藤沢市）「広報ふじさわ」6 月 25 日号に広報記事を掲載 （伊勢原市）「広報いせはら」7 月 1 日号に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について掲載</p> <p>○啓発画像放映（川崎市・厚木市）【再掲】</p> <p>○ラジオ広報（川崎市・藤沢市）【再掲】</p> <p>○啓発ポスターの掲示（川崎市・厚木市・綾瀬市）【再掲】</p> <p>○街頭指導の実施（大和市）【再掲】</p> <p>○「青少年にとってのよい環境を考えるつどい」の開催（藤沢市）【再掲】</p>	
<p>重点課題 3 不良行為及び 初発型非行</p>	<p>○県西地域青少年社会環境健全化推進会議の実施（神奈川県） 内容：青少年の健全な育成に望ましい社会環境をつくるため、民間と県・市町の連携と共同による県民運動を展開し、社会環境健全</p>	

<p>(犯罪)等の防止</p>	<p>化に寄与することを目的とした会議を開催。</p> <p>○リーフレット配布（神奈川県） 内容：犯罪等の防止を呼びかけるリーフレットの配布を実施</p> <p>○非行防止教室等の開催（神奈川県警察、海老名市） 内容：県内43警察署が小・中・高校で開催</p> <p>○高校生による非行防止教室開催（神奈川県警察） 内容：県内の私立高校2校が中学生に対し開催</p> <p>○広報啓発（神奈川県警察） 内容：湘南ビーチFMにて、夏休みにおける非行防止について広報啓発（逗子署）</p> <p>○ポスターによる広報（横須賀市） 内容：タイトル「もしかして非行！？・・・と思ったら家族だけで悩まず、専門の窓口に相談してください」のポスターを市内の公報掲示板に掲出。</p> <p>○ホームページへの情報掲載（綾瀬市・小田原市） 内容：市ホームページに情報を記載し、注意喚起を実施</p> <p>○山北町青少年健全育成大会の実施（山北町） 内容：町立生涯学習センターで講演と式典を実施</p> <p>○「社会を明るくする運動」の実施（川崎市・相模原市・三浦市・茅ヶ崎市）【一部再掲】 （相模原市）「広報さがみはら」や神奈中バス内のデジタルサイネージの活用、横断幕・懸垂幕の掲出による広報啓発を実施 （三浦市）横断幕の掲出を実施</p> <p>○街頭指導の実施（相模原市・厚木市・大和市・海老名市・綾瀬市・愛川町・藤沢市・伊勢原市・南足柄市）【一部再掲】 （相模原市）青少年街頭指導員が、大型ショッピングセンター、ゲームセンター等の娯楽施設、公園等を巡回、声掛けを実施</p> <p>○パトロールの実施（川崎市・横須賀市・座間市・大磯町・三浦市・寒川町・山北町・平塚市・藤沢市）【一部再掲】 （川崎市）「早朝青色防犯パトロール」の実施 （寒川町）「青少年愛護パトロール」の実施 （平塚市）「通常愛護指導」及び「夜間特別愛護指導」の実施</p> <p>○区役所掲示コーナーでの広報（川崎市）【再掲】</p> <p>○生徒指導主任会の開催（相模原市）【再掲】</p> <p>○薬物濫用防止注意喚起資料の配布（相模原市）【再掲】</p> <p>○啓発ポスターの掲示（厚木市・綾瀬市）【再掲】</p> <p>○ラジオ広報（藤沢市）【再掲】</p>	
-----------------	--	--

重点課題3	<ul style="list-style-type: none"> ○「青少年健全育成ポスター展示」の実施（茅ヶ崎市）【再掲】 ○広報誌による広報（秦野市・藤沢市・伊勢原市）【再掲】 ○横断幕掲示（秦野市）【再掲】 	
重点課題4 再非行(犯罪) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○少年相談窓口「ユーステレホンコーナー」における相談対応（神奈川県警察） 内容：通常の平日相談のほか、7月24日(土)、25日(日)に臨時相談日 を開設し対応 ○作文コンテスト（川崎市） 内容：作文を書くことを通じて、犯罪の防止に対する理解を深めてもらう ことを目的とし実施 ○啓発パネルの掲示（川崎市） 内容：犯罪の防止のための掲示を実施 ○「社会を明るくする運動」の実施（川崎市・相模原市・座間市・綾瀬市・ 平塚市・茅ヶ崎市・寒川町・小田原市・山北町・山北町）【一部再掲】 （平塚市）ポスター掲示並びに、市内中学校に対して作文コンテストへの参 加依頼 ○区役所掲示コーナーでの広報（川崎市）【再掲】 ○生徒指導主任会の開催（相模原市）【再掲】 ○街頭指導の実施（相模原市・厚木市・大和市・南足柄市・伊勢原市）【一 部再掲】 ○パトロールの実施（横浜市・川崎市・三浦市・清川村）【一部再掲】 ○啓発ポスターの実施（綾瀬市）【再掲】 ○ラジオ広報（藤沢市）【再掲】 ○横断幕掲示（秦野市）【再掲】 	
重点課題5 いじめ・暴力 行為等の問題 行動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供（神奈川県） 内容：「いじめなどに関する学校外の相談窓口」及び「主な相談機関一 覧」の県立学校生徒への配付 ○啓発冊子配布（神奈川県） 内容：県内の高校1年生にデートDV防止啓発冊子を配布 ○デートDV防止啓発講座（神奈川県） 内容：県内の高校で実施 ○いじめ防止教室の開催（神奈川県警察） 内容：県内5警察署が小・中学にて開催 ○いじめ相談ダイヤルの対応（相模原市） 内容：電話での相談を通年で実施 	

<p>重点課題 5</p>	<p>○ヤングテレホン相談（相模原市・平塚市） （相模原市）メール相談を含め実施 （平塚市）青少年本人からの様々な悩みの相談を電話及びメールで行う。</p> <p>○相談業務の実施（相模原市・大和市・南足柄市・茅ヶ崎市・平塚市） （相模原市）学校教育課人権・児童生徒指導班による保護者、児童・生徒等に対する相談を通年で受付け、また青少年教育カウンセラーによる相談支援を実施 （大和市）青少年相談室にて、電話または対面での相談業務を実施。 （茅ヶ崎市）スクールソーシャルワーカー、弁護士有資格職員が学校・関係機関と連携し相談を実施。 （平塚市）青少年に関する心配・不安・悩み等の相談を電話及び来室で実施</p> <p>○啓発ポスターの掲示（鎌倉市、三浦市） 内容：啓発のため、ポスター掲示を実施</p> <p>○相談窓口の広報（三浦市・座間市・綾瀬市・大磯町・小田原市・南足柄市） 内容：相談窓口周知のため広報活動を実施</p> <p>○ポスター作製・周知（大和市） 内容：「ヤングテレホン」を「わたしのこころ相談電話」に名称変更したため、その件周知のため市内小・中学校全校および、市内高等学校にポスターを配布</p> <p>○相談カードの配布（海老名市・南足柄市） 内容：海老名市では教育支援センターの電話番号等の書かれたカードの配布を実施</p> <p>○ネットパトロールの実施（茅ヶ崎市・寒川町） （茅ヶ崎市）トラブルや犯罪につながる恐れのあるSNS等の書き込みを専任の職員が確認し、個人やクラスが特定できるもの、児童、生徒、教職員への誹謗中傷等について、学校等と連携し対応 （寒川町）インターネット上のいじめ等の防止を目的に寒川町教育委員会により実施</p> <p>○チラシ配布（小田原市・湯河原町） 内容：相談機関のチラシ配布を実施</p> <p>○少年相談窓口「ユーステレホンコーナー」における相談対応（神奈川県警察）【再掲】</p> <p>○犯罪被害者等支援相談（川崎市）【再掲】</p> <p>○生徒指導主任会の開催（相模原市）【再掲】</p> <p>○啓発ポスターの掲示（厚木市・綾瀬市）【再掲】</p> <p>○ラジオ広報（藤沢市）【再掲】</p> <p>○横断幕掲示（秦野市）【再掲】</p>	
---------------	--	--

※各区分に重複する取組内容については、【再掲】と標記してください。

※特に、最重点課題については内容の記載漏れがないように留意願います。

※各項目は必須ではありません。各自治体の実情に応じて推進した取組結果を記載してください。